

ひとり親家庭等医療費 (申請・更新)

保険適用になる医療費の自己負担額を助成します。

対象 次のいずれかに該当する方

- ①母子・父子家庭の母または父と児童
 - ②準母子・準父子世帯
 - ③父母のいない児童
- ※児童とは18歳に達する年度末までの間にいる方

申請時に持参するもの

養育者と該当する児童の健康保険証

注意事項

- ・助成を受けるには申請が必要です。
- ・前年所得を基に判断します。
- ・現在受給中の方は更新手続きが必要です。書類を送付しますので6月30日(月)までに手続きをお願いします。

母子・父子福祉手当

配偶者のいない女性または男性、あるいは両親を失った18歳に達する年度末までの児童を扶養している方に支給されます。

手当額

児童1人につき月額1,000円
※現に児童を扶養している方と児童が引き続き1年以上市内に在住している方に限ります。なお、南国市交通遺児手当を受給している方は該当しません。

南国市交通遺児手当

交通事故(車・汽車・電車の運行によって生じた事故、海難、航空事故)で父母、もしくは父または母を失った児童を対象に18歳に達する年度末まで支給されます。

手当額

児童1人につき月額2,000円
※1年以上市内に在住し、現に児童を養育している方に限ります。

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

受給資格者 (国籍は問いません)

次の要件のいずれかに該当する18歳未満の児童(本年度で18歳に達する児童は年度末まで対象、また中度以上の障害がある場合は20歳未満の方)を監護している母または父、もしくは代わってその児童を養育している方に支給されます(所得制限あり)。

- ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害(国民年金の障害等級1級程度)にある児童
- ④父または母の生死が不明である児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらずに懐胎した児童
- ⑨母が懐胎したときの事情が不明である児童

手当額(月額)

受給資格者や配偶者および扶養義務者(同居している受給資格者の直系血族と兄弟姉妹)の前年の所得や、監護(養育)する児童数などにより決定します。

- 児童1人の場合
 - ・全部支給 46,690円
 - ・一部支給 46,680円～11,010円
- 加算
 - ・児童2人目以降 11,030円～5,520円



子育て支援課からの お知らせ



児童手当

令和7年度の児童手当に関する現況届の提出

児童の養育状況が変わっていないければ原則不要ですが、次の方は現況届の提出が必要です。

対象の方には書類を送付しますので、6月30日(月)までに提出をお願いします。

- ①配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が南国市と異なる方
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④法人である未成年後見人、施設などの受給者の方
- ⑤第3子以降の加算がある方のうち、学生以外の子がいる方
- ⑥その他、南国市から提出の案内があった方

次のときは届け出てください

- ①支給対象となる児童や、受給に関係する22歳までの子を養育しなくなったとき
- ②受給者や配偶者、受給に関係する22歳までの子の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ③受給者や配偶者、受給に関係する22歳までの子の氏名が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
- ⑥離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

南国市地域子育て支援センター

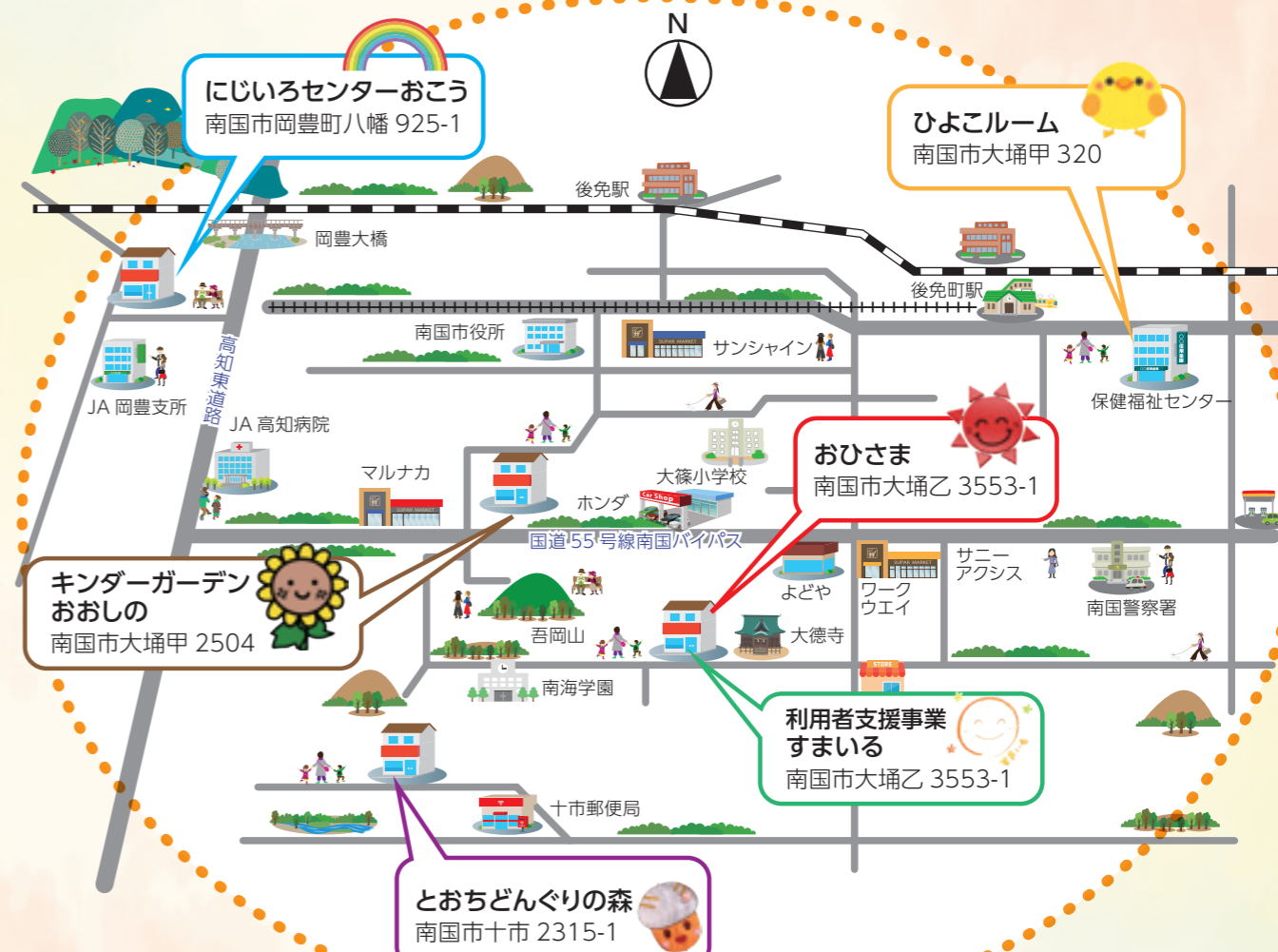
～ みんなで 育てましょう 未来の希望! ～

南国市には5カ所の子育て支援センターがあります。

親子の遊び場やママ・パパの交流の場の提供、子育てに関するいろいろな情報を発信しています。

妊娠中の方・未就園の子どもたちとその保護者の方ならどなたでも無料で利用できます。

子育てで悩んだり不安に感じたりしたら、ちょっとのぞいてみませんか?



にじいろセンターおこう
(岡豊保育園内)
☎ 088-803-5263



キンダーガーデン
おおしの
(大篠保育園内)
☎ 088-863-5515



とちどんぐりの森
(十市保育園内)
☎ 080-2985-3980



ひよこルーム
(保健福祉センター内)
☎ 088-863-7374



おひさま
(吾岡保育園内)
☎ 088-863-0133



利用者支援事業すまいる
(吾岡保育園内)
☎ 070-1442-8256

保健福祉センターの「ひよこルーム」以外にもあるからね!

